

広島県告示第18号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第8条第1項の規定による特定施設の構造等変更許可の申請があったので、同条第3項において準用する同法第5条第4項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

平成25年1月10日

広島県知事 湯 崎 英 彦

1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	和歌山県和歌山市向181番地 藤本食品株式会社 代表取締役 横井 輝夫
工場又は事業場の所在地及び名称	三原市沼田東町兩名972-1 藤本食品株式会社広島工場

2 申請の内容

16 麺類製造業の用に供する湯煮施設 1 基を廃止し、16 麺類製造業の用に供する湯煮施設 3 基の使用の方法を変更する。また、排水処理施設 1 基の処理の方法を変更するとともに、排水口 1 箇所の排水の汚染状態及び量を変更する。

(1) 特定施設の種類、能力及び使用の方法

(その1) 16 麺類製造業の用に供する湯煮施設 1 基 廃止

(その2) 変更

		変更前	変更後
種	類	16 麺類製造業の用に供する湯煮施設（Aライン（兼用機））	
工期等	工事着手予定年月日	既設	許可後直ちに
	工事完成予定年月日		着工30日後
	使用開始予定年月日		完成後直ちに

使用 の 方 法	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)	21時間連続 (季節的変動なし)		22時間連続 (季節的変動なし)	
	項 目	通 常	最 大	通 常	最 大
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m ³)	33	36	65	83

(その3) 変更

		変 更 前		変 更 後	
種 類		16 麺類製造業の用に供する湯煮施設 (Bライン (細物機))			
工 期 等	工 事 着 手 予 定 年 月 日	既設		許可後直ちに	
	工 事 完 成 予 定 年 月 日			着工30日後	
	使 用 開 始 予 定 年 月 日			完成後直ちに	
使用 の 方 法	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)	20時間連続 (季節的変動なし)		22時間連続 (季節的変動なし)	
	項 目	通 常	最 大	通 常	最 大
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m ³)	37	40	73	92

(その4) 変更

		変 更 前		変 更 後	
種 類		16 麺類製造業の用に供する湯煮施設 (Cライン (太物機))			
工 期 等	工 事 着 手 予 定 年 月 日	既設		許可後直ちに	
	工 事 完 成 予 定 年 月 日			着工30日後	
	使 用 開 始 予 定 年 月 日			完成後直ちに	
使用 の 方 法	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)	20時間連続 (季節的変動なし)		22時間連続 (季節的変動なし)	
	項 目	通 常	最 大	通 常	最 大
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m ³)	38	41	74	94

(2) 汚水等の処理の方法

(その1) 変更

		変更前				変更後					
種類		排水処理施設									
工期等	工事着手予定年月日	既設				許可後直ちに					
	工事完成予定年月日					着工30日後					
	使用開始予定年月日					完成後直ちに					
使用の方法	汚水等の汚染状況 処理前処理後の	項目		処理前		処理後		処理前		処理後	
				通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
		化学的酸素要求量	(単位: mg/L)	500	750	20	30	472	708	15	20
	窒素含有量		35	80	20	30	36	78	20	30	
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m ³)		275	318	275	318	424	564	424	564	

(3) 排出水の汚染状態及び量

(その1) 変更

排水口名	項目	変更前		変更後	
		通常	最大	通常	最大
No.1 排水口	化学的酸素要求量	20	30	15	20
	窒素含有量	22	32	20	30
	磷含有量	4.7	7.2	4.5	7.0
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m ³)		299	342	424

3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成25年1月10日から平成25年1月31日まで

(2) 縦覧場所

広島県環境県民局環境保全課及び広島県東部厚生環境事務所環境管理課並びに三原市生活環境部生活環境課